

情報公開条例の改善の方向性に関する提言に伴う条例改正の変更事項

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
①	3-(1)	土地開発公社	太宰府市土地開発公社については、太宰府市の管財担当及び市議会議員がその役職員を兼務し、また、その業務が高度の公共性を有していることに鑑みれば、 <u>実施機関の一つとして位置付けることが適当であることから、このような方向で条例改正を検討すべきである。</u>	第2条 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	第2条 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに太宰府市土地開発公社をいう。
②	1-(1)	公営企業管理者	本号においては実施機関の一つの主体として公営企業管理者を規定することは適当でなく、「市長」との文言でこれを読み込むか、 <u>入念的に「市長(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」といった文言とする方向で条例改正を検討すべきである。</u>	第2条 (1) 実施機関 市長____、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	第2条 (1) 実施機関 市長(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに太宰府市土地開発公社をいう。
③	1-(2)	情報	本号で定義する用語としては、「 <u>行政文書</u> 」又は「 <u>公文書</u> 」と規定する方向で条例改正を検討すべきである。	第2条 (2) <u>情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	全条において、辞書的な意味で用いられている「情報」は「情報」とし、本号で定義する用語としては「情報」は「行政文書」と改正する。 第2条(他全条) (2) <u>行政文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
④	1-(4)	公開	第16条の条見出しや第19条の条見出しのように、 <u>辞書的な意味で「公開」との用語を用いている場合を除き、「開示」との用語に改める方向で条例改正を検討すべきである。</u> なお、「情報の公開」については、法令用語や辞書的な意味とは異なる用語として用いていることから第2条第3号において定義することに意義があったと考えられるが、「 <u>公開</u> 」を「 <u>開示</u> 」と改めるのであれば、 <u>本号を設ける意義についても改めて検討する必要があると考える。</u>	第2条 (3) 情報の <u>公開</u> 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報(フィルムを除く。)の写しを交付すること等をいう。	全条において、辞書的な意味で用いられている「公開」は「公開」又は「公開する」は「 <u>公にする</u> 」とし、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報(フィルム)の写しを交付すること等の意味で用いられている「公開」は「 <u>開示</u> 」と改正する。 第2条第3号は削除

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
⑤	2-(1)	請求者が補正に応じない場合の対応	新たに1項を設けて、 <u>相当の期間を経過しても申請の不備が補正されない場合は却下できる旨を入念規定として新設する方向で検討すべきである。</u>	規定は設けていない。	第6条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。 (1) 前条第2項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより次条第1項の決定（以下「開示等決定」という。）ができない場合
⑥	4-(2)	反覆する公開請求への対応	<u>運用実態を踏まえて観念される却下すべきことに妥当性がある場合を類型化し、これを却下することができる旨を規定する方向で条例改正を検討すべきである。</u> 一部公開(部分開示)に関する規定新設の是非については、本提言に基づく条例改正後の運用実態を注視しながら検討していくことが適当である。	規定は設けていない。	第6条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。 (2) 開示請求者が第1条の目的を著しく逸脱する開示請求を反覆する場合
⑦	1-(3)	受理	<u>「受理」との用語を用いずに規定する方向で条例改正を検討すべきである。</u>	第7条 実施機関は、 <u>公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に</u> 、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第7条 実施機関は、 <u>開示請求があった日の翌日から起算して30日以内に</u> 、当該請求に係る行政文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
⑧	4-(1)	公開等決定までの期限	<u>公開等決定までの期限については延長する方向で条例改正を検討すべきである。</u> 他方、現行の運用において、14日以内の期限とプラス30日以内の延長期限内に処理できなかった事案はないとのことであることから、いたずらに公開等決定までの期間を長くしないとの観点より、 <u>期限の拡大に伴い、延長期限の縮小も併せて検討すべきである。</u>	第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して <u>14日</u> 以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条 第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を <u>30日</u> 以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。	第7条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して <u>14日</u> 以内に、当該請求に係る行政文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ※県内各市の状況等を鑑み、今回は期間を延長はせずに据え置きとする。 2 実施機関は、前項に規定する期限内に開示等決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を <u>30日</u> 以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。 ※県内各市の状況等を鑑み、今回は期間を延長はせずに据え置きとする。

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
⑨	2-(2)	期限の特例	期限の特例に関する規定を新設する方向で条例改正を検討すべきである。	規定は設けていない。	第7条 5 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 本項を適用する旨及びその理由 (2) 残りの行政文書について開示等決定をする期限
⑩	2-(4)	開示(公開)を受ける者の申出期間	公開(開示)を受ける者の申出期間を新設する方向で条例改正を検討すべきである。	規定は設けていない。	第9条 4 開示の決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、第7条第3項に規定する通知があった日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
⑪	2-(6)	非識別情報の公開	非識別情報であっても公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非公開情報とする方向で条例改正を検討すべきである。	第10条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報	第10条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに太宰府市土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
⑫	2-(7)	公益上の義務的開示	個人に関する情報について、公益上の理由により公にする必要があると認められる情報については、非公開情報から除外する旨の規定を新設する方向で条例改正を検討すべきである。なお、地方公共団体によっては、公益について規定する用語が異なっているところであり、用語の規定ぶりは精査する必要がある。 また、本論点は、個人に関する情報以外の情報であっても、同様のことが言えるため、他の号(既に規定が設けられている第3号を除く。)についても併せて検討すべきである。 なお、本件に関する近隣の地方公共団体の条例や国の情報公開法の規定には、比較を意味する「より」との文言は用いられていないが、公開により保護される利益の程度は、公開請求の対象となる情報次第であり、比較衡量されることが当然の前提になっていることに留意が必要である。	第10条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報	第10条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等 〃 の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに太宰府市土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
				(3) 法人その他の団体(国及び 〃 地方公共団体その他の公共団体 〃 を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の 競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの	(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 削除 イ 削除 ウ 削除

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
				(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの	(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
⑬	3-(2)	非公開とする程度の基準	「明らかに」「認められる」といった文言を用いずに規定する方向で条例改正を検討すべきである。同様に、他の号における程度の基準についても、国等(国又は他の地方公共団体その他の地方公共団体)への保護と公開のバランスを踏まえ、条例改正を検討すべきである。	第10条 (3) 法人その他の団体(国及び 地方公共団体その他の公共団体 を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の 競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの	第10条 (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 削除 イ 削除 ウ 削除
⑭	2-(5)	差別につながるおそれがあるセンシティブ情報	新たに非公開情報を追加すべく条例改正を検討するのであれば、対象となり得る情報を明確にした上で、必要十分かつ最小限の範囲となるよう規定すべきである。	規定は設けていない。	第10条 (8) 公にすることにより、個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益につながるおそれがあると認められる情報
⑮	3-(i)	審査請求に係る審理期間	審理期間については、延長規定や例外規定を設ける方向で条例改正を検討すべきである。	第13条 6 審査会は、第4項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。	第13条 6 審査会は、第4項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
⑯	3-(4)	出資法人の情報公開	出資法人(市が出資している法人で規則に定めるもの)に条例の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務を課す方向で条例改正を検討すべきである。また、下記で申し述べる指定管理者の情報公開とのバランスを踏まえると、市に課すべき義務は努力義務が適当である。	第19条 市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	第19条 市が出資している法人で規則に定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人に対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
⑰	2-(3)	指定管理者の情報公開	指定管理者の情報公開については、指定管理者に課すべき義務は出資法人のそれと同程度にし、市を主体として指定管理者を客体とする義務については、出資法人では努力義務とし、指定管理者では法的義務とする規定を設ける方向で条例改正を検討すべきである。	規定は設けていない。	第19条の2 市が設置した公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その管理する公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導を行うものとする。
⑱	3-(3)	用語の標準化	本提言を受けた条例改正の検討を進める上では、 <u>近隣の地方公共団体の情報公開条例や国の情報公開法と比較し、真に必要な文言を整理し、用語の標準化を進めていかなければならない。</u>	第10条 (7) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報 ※その他にもあり	第10条 (7) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 ※その他にもあり
				第10条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報	第10条 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに太宰府市土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

論点	検討事項	事項内容	建議書の提言	情報公開条例新旧対照表	
				現行	改正案
⑬		関連規定との整合性確保	本提言における論点において明示的に触れられていない事項であっても、本提言と整合的なものについて条例改正を検討することは、否定されるべきではなく、むしろ積極的に検討していくことが望ましい。	(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの	(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
				(5) 市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの ※その他にもあり	(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ ※その他にもあり

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号）新旧対照表

現行	改正案
目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 <u>情報の公開</u>（第 5 条—第 15 条） 第 3 章 情報公開の総合的な推進（第 16 条—<u>第 19 条</u>） 第 4 章 雑則（第 20 条—第 23 条） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長_____、 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>公営企業管理者</u>及び議会_____をいう。 (2) <u>情報</u>_____ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 公文書館その他これらに類する施設等において、歴史的若し	目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 <u>行政文書の開示</u>（第 5 条—第 15 条） 第 3 章 情報公開の総合的な推進（第 16 条—<u>第 19 条の 2</u>） 第 4 章 雑則（第 20 条—第 23 条） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長(<u>公営企業管理者の権限を行う市長を含む。</u>)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会_____及び議会<u>並びに太宰府市土地開発公社</u>をいう。 (2) <u>行政文書</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 公文書館その他これらに類する施設等において、歴史的若し

くは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 情報の公開 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報（フィルムを除く。）の写しを交付すること等をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分に尊重し、情報の公開の求めに積極的に応えるよう努めるとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する情報の公開を請求することができる。

（公開の請求の手続）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項

(3) （略）

くは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分に尊重し、行政文書の開示の求めに積極的に応えるよう努めるとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項

(3) （略）

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速や

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（開示請求の却下）

第6条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。

(1) 前条第2項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより次条第1項の決定（以下「開示等決定」という。）ができない場合

(2) 開示請求者が第1条の目的を著しく逸脱する開示請求を反覆する場合

（開示決定 及び通知）

第7条 実施機関は、開示請求があつた日

の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る行政文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に開示等決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。

3 実施機関は、開示等決定又は開示請求の却下をしたときは、速や

かに、公開請求者に対し、当該決定の内容（情報の公開）を行う場合は、その日時及び場所を含む。）を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、公開請求者に対し、情報の公開をしない旨（次条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）の決定又は第10条第1項の規定により情報の一部について公開をする旨の決定の通知をする場合は、その理由を付記しなければならない。この場合において、当該決定の理由が一時的なもので、当該情報又は公開しない部分について公開できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び公開できる時期を付記しなければならない。

（情報の存否）

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情

かに、開示請求者に対し、当該決定の内容（行政文書の開示を行う場合は、その日時及び場所を含む。）を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、開示請求者に対し、行政文書を開示しない旨（次条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）の決定又は第10条第1項の規定により行政文書の一部について開示する旨の決定の通知をする場合は、その理由を付記しなければならない。この場合において、当該決定の理由が一時的なもので、当該行政文書又は開示しない部分について開示できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び開示できる時期を付記しなければならない。

- 5 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示等決定をする期限

（行政文書の存否）

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで第10条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を開示することとなるときは、実施機関は、当該行

報____の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開の実施)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該情報の公開を行わなければならない。

2 実施機関は、情報を公開することにより、当該情報が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該情報を複写したものによって情報の公開を行うことができる。

3 公開の実施は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1)～(3) (略)

(情報の公開義務)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1) 法令又は条例の規定により、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、

政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示の実施)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により行政文書を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該行政文書の開示を行わなければならない。

2 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものによって行政文書の開示を行うことができる。

3 開示の実施は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1)～(3) (略)

4 開示の決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、第7条第3項に規定する通知があつた日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(行政文書の開示義務)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の規定により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他

又は識別され得るもの

。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができる
ものとされている 情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これら
に相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、
公開することが公益上必要と認められるもの

エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及
び氏名に関する情報

(3) 法人その他の団体（国及び 地方公共団体その他
の公共団体 を除く。以下「法人

の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ
ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはで
きないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお
それがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等 の規定により又は慣行として公にされ、又は
公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にす
ることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）
第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平
成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役
員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保
有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条
第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員
及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定
する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法
（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政
法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに太宰府市土地
開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該
情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のう
ち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地
方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。以下「法人

等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の _____ 競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報

_____を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であつて、公開することが公益上特に必要であると認められるもの

- (4) 市の機関 _____
_____内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であつて、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの

- (5) 市 _____又は国 _____

等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上 _____ の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は _____相互間 _____
_____における審議、_____検討又は協議 _____に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が行う事務又は事業に

等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公

(7) 公開することにより、人の生命、身体 又は財産の保護、
犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支
障を生じるおそれのある情報

(部分公開及び期間経過後の公開)

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報 に前条各号のいずれか
に該当する情報とそれ以外の情報とがあわせて記録されている場合
において、これらの部分を容易に分離することができ、かつ、当該
分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるとき
は、前条各号に該当する情報に係る部分以外の部分について、当該
情報の公開を しなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、期
間の経過により当該情報の公開を拒む理由がなくなったときは、当
該情報の公開を しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第12条 実施機関は、第7条第1項の決定（以下「公開等決定」とい
う。）をするに当たって、公開請求に係る情報 に第三者に関する
情報が含まれているときは、当該第三者に対し、公開請求に係る
情報 の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を
提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた
第三者が当該情報の公開 に反対の意見を表示する意見書（以下
「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をす

にすることが必要であると認められる情報を除く。

(7) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、
犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支
障を及ぼすおそれがある情報

(8) 公にすることにより、個人に対する不当な差別、偏見その他の
不利益につながるおそれがあると認められる情報

(部分開示及び期間経過後の開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報
とそれ以外の情報とがあわせて記録されている場合
において、これらの部分を容易に分離することができ、かつ、当該
分離により開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるとき
は、不開示情報 に係る部分以外の部分について、当該
行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、不開示情報 であっても、期
間の経過により当該情報の開示を拒む理由がなくなったときは、当
該行政文書を開示しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第12条 実施機関は、開示等決定
をするに当たって、開示請求に係る行政文書に第三者に関する
情報が含まれているときは、当該第三者に対し、開示請求に係る行
政文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提
出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた
第三者が当該行政文書の開示に反対の意見を表示する意見書（以下
「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をす

るときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を確保するとともに、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(審査請求に関する手続)

第13条 公開請求者は、公開等決定に対して 不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 (略)

3 公開請求者は、実施機関が公開請求を受理した日の翌日から起算して14日以内又は第7条第2項の規定による延長後の期間までに公開等決定をしなかったときは、審査請求をすることができる。

4 実施機関は、第1項又は前項の規定による審査請求があったときは、当該審査請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該審査請求について太宰府市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書を添えて諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) (略)

(2) 審査請求に係る公開等決定の全部を認容して当該審査請求に係る情報の全部を公開するとき。ただし、当該公開等決定について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) (略)

るときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を確保するとともに、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(審査請求に関する手続)

第13条 開示請求者は、開示等決定又は開示請求の却下に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 (略)

3 開示請求者は、実施機関に開示請求があった日の翌日から起算して14日以内又は第7条第2項の規定による延長後の期間までに開示等決定をしなかったときは、審査請求をすることができる。

4 実施機関は、第1項又は前項の規定による審査請求があったときは、当該審査請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該審査請求について太宰府市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書を添えて諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) (略)

(2) 審査請求に係る開示等決定の全部を認容して当該審査請求に係る行政文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示等決定について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 公開請求者 (公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開等決定について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

6 審査会は、第4項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。_____

7 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(他の法令等との調整)

第15条 法令又は他の条例等に、情報を閲覧し____、縦覧し、若しくは視聴し、又は情報の写し____若しくは謄抄本の交付を受けることができる旨の規定がある場合 (市の施設等において、情報を市民の利用に____供している場合を含む。)における当該情報の公開については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。

(情報公開の総合的な推進に関する市の責務)

第16条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による情報の公開____を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充整備を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報公表施策の整備拡充)

(2) 開示請求者 (開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示等決定について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

6 審査会は、第4項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。

7 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(他の法令等との調整)

第15条 法令等_____に、行政文書を閲覧し、縦覧し、若しくは視聴し、又は行政文書の写し____若しくは謄抄本の交付を受けることができる旨の規定がある場合 (市の施設等において、行政文書を市民の利用に供している場合を含む。)における当該行政文書の開示については、当該法令等_____の規定によるものとする。

(情報公開の総合的な推進に関する市の責務)

第16条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による行政文書の開示____を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充整備を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報公表施策の整備拡充)

第18条 実施機関は、法令又は条例等により義務付けられた情報公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、市民に必要な市政に関する情報を的確に把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第19条 市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(情報目録 の供覧)

第20条 実施機関は、当該実施機関の管理する情報 の目録及びその検索に必要なその他の資料を作成し、所定の場所に常に備え置いて、一般の閲覧に供しなければならない。

(費用負担)

第21条 情報の公開の請求 又は申出をして、情報の写し の交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第18条 実施機関は、法令等 により義務付けられた情報公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、市民に必要な市政に関する情報を的確に把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第19条 市が出資している法人で規則に定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第19条の2 市が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その管理する公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導を行うものとする。

(行政文書目録 の供覧)

第20条 実施機関は、当該実施機関の保有する行政文書 の目録及びその検索に必要なその他の資料を作成し、所定の場所に常に備え置いて、一般の閲覧に供しなければならない。

(費用負担)

第21条 行政文書の開示請求 又は申出をして、行政文書の写し の交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければな

らない。

らない。

太宰府市情報公開条例等の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

(太宰府市情報公開条例の一部改正)

第1条 太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「情報の公開」を「行政文書の開示」に、「第19条」を「第19条の2」に改める。

第2条第1号中「市長」の次に「(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」を加え、「、公営企業管理者」を削り、「議会」の次に「並びに太宰府市土地開発公社」を加え、同条第2号中「情報」を「行政文書」に改め、同条第3号を削る。

第3条及び第4条中「情報の公開」を「行政文書の開示」に改める。

第5条中「管理する情報の公開」を「保有する行政文書の開示」に改める。

第6条の見出し中「公開の請求」を「開示請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「公開の請求」を「開示の請求」に、「公開請求」を「開示請求」に、「公開請求書」を「開示請求書」に改め、同項第2号中「公開請求」を「開示請求」に、「情報」を「行政文書」に改め、同条第2項前段中「公開請求書」を「開示請求書」に、「公開請求」を「開示請求」に、「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同項後段中「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(開示請求の却下)

第6条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。

(1) 前条第2項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当

な理由なく適切な補正を行わないことにより次条第1項の決定（以下「開示等決定」という。）ができない場合

(2) 開示請求者が第1条の目的を著しく逸脱する開示請求を反覆する場合

第7条の見出し中「公開の決定」を「開示決定」に改め、同条第1項中「公開請求書を受理したときは、これを受理した日」を「開示請求があった日」に、「情報を公開」を「行政文書を開示」に改め、同項ただし書中「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項中「同項の決定」を「開示等決定」に、「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同条第3項中「第1項の決定」を「開示等決定又は開示請求の却下」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「情報の公開」を「行政文書の開示」に改め、同条第4項中「公開請求者」を「開示請求者」に、「情報の公開を」を「行政文書を開示」に、「公開請求」を「開示請求」に、「公開請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に、「情報の一部について公開をする旨」を「行政文書の一部について開示する旨」に、「当該情報又は公開しない部分について公開」を「当該行政文書又は開示しない部分について開示」に、「公開できる時期」を「開示できる時期」に改め、同条に次の1項を加える。

5 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示等決定をする期限

第8条の見出しを「行政文書の存否」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「公開請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に、「非公開情報を公開する」を「第10条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を開

示する」に、「当該情報」を「当該行政文書」に改める。

第 9 条の見出しを「開示の実施」に改め、同条第 1 項中「情報の公開を」を「行政文書を開示」に、「公開請求者」を「開示請求者」に、「情報の公開」を「行政文書の開示」に改め、同条第 2 項中「情報を公開」を「行政文書を開示」に、「情報」を「行政文書」に、「情報の公開」を「行政文書の開示」に改め、同条第 3 項中「公開の実施」を「開示の実施」に、「情報の区分」を「行政文書の区分」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 開示の決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、第 7 条第 3 項に規定する通知があった日から起算して 60 日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第 10 条を次のように改める。

（行政文書の開示義務）

第 10 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに太宰府市土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに太宰府市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は太宰府市土地開発公社の財産上の

利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは太宰府市土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(7) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(8) 公にすることにより、個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益につながるおそれがあると認められる情報

第 11 条の見出しを「部分開示及び期間経過後の開示」に改め、同条第 1 項中「公開の請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に、「前条各号のいずれかに該当する情報」を「不開示情報」に、「公開の請求の趣旨」を「開示請求の趣旨」に、「前条各号に該当する情報」を「不開示情報」に、「情報の公開を」を「行政文書を開示」に改め、同条第 2 項中「前条各号のいずれかに該当する情報」を「不開示情報」に、「当該情報の公開」を「当該情報の開示」に、「情報の公開を」を「行政文書を開示」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 7 条第 1 項の決定（以下「公開等決定」という。）」を「開示等決定」に、「公開請求に係る情報」を「開示請求に係る行政文書」に改め、同条第 2 項中「情報の公開」を「行政文書の開示」に、「公開決定」を「開示決定」

に、「公開を実施」を「開示を実施」に、「公開決定後」を「開示決定後」に、「公開を実施する日」を「開示を実施する日」に改める。

第 13 条第 1 項中「公開請求者」を「開示請求者」に、「公開等決定に対して」を「開示等決定又は開示請求の却下に対して」に改め、同条第 3 項中「公開請求者」を「開示請求者」に、「実施機関が公開請求を受理した日」を「実施機関に開示請求があった日」に、「公開等決定」を「開示等決定」に改め、同条第 4 項中「当該審査請求を受理した日」を「当該審査請求があった日」に改め、同項第 2 号本文中「公開等決定」を「開示等決定」に、「情報の全部を公開」を「行政文書の全部を開示」に改め、同号ただし書中「公開等決定」を「開示等決定」に改め、同条第 5 項第 2 号中「公開請求者」を「開示請求者」に改め、同項第 3 号中「公開等決定」を「開示等決定」に改め、同条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を延長することができる。

第 14 条中「公開等決定」を「開示等決定」に、「公開請求」を「開示請求」に改める。

第 15 条中「法令又は他の条例等」を「法令等」に、「情報」を「行政文書」に、「公開」を「開示」に改める。

第 16 条中「情報の公開」を「行政文書の開示」に改める。

第 18 条中「法令又は条例等」を「法令等」に改める。

第 19 条を次のように改める。

（出資法人の情報公開）

第 19 条 市が出資している法人で規則に定めるもの（以下「出資法人」という。）

は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行う

ため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第3章中第19条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第19条の2 市が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その管理する公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導を行うものとする。

第20条の見出し中「情報目録」を「行政文書目録」に改め、同条中「管理する情報」を「保有する行政文書」に改める。

第21条中「情報の公開の請求」を「行政文書の開示請求」に、「情報の写し」を「行政文書の写し」に改める。

（太宰府市公文書館条例の一部改正）

第2条 太宰府市公文書館条例（平成25年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

（太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改め、同条第2項中「（次条第3項を除く。）」を削り、「「情報」とは」を「「行政文書」とは」に、「第12条第1項」を「第6条の2第1号」に、「公開等決定に係る情報」を「開示等決

定に係る行政文書」に、「同条例第 2 条第 2 号に規定する情報」を「同条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書」に改め、同条第 3 項第 2 号中「第 2 条に定める個人情報」を「第 2 条第 4 項に定める保有個人情報」に改める。

第 7 条第 1 項中「情報又は」を「行政文書又は」に改め、同条第 3 項中「情報（太宰府市情報公開条例第 12 条第 1 項に規定する公開等決定に係る情報（同条例第 2 条第 2 号に規定する情報をいう。）をいう。）」を「行政文書」に改める。

第 8 条中「情報又は」を「行政文書又は」に改める。

（太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第 4 条 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「情報（同条例第 2 条第 2 号に規定する情報をいう。）の公開」を「行政文書（同条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。）の開示」に改める。

（太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 5 条 太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「第 2 条第 2 号に規定する情報（以下「情報」という。）」を「第 2 条第 2 号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の太宰府市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条、第 6 条第 2 項、第 6 条の 2、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 21 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求（改正後の条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた公開請求（改正前の太宰府市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

第 3 条 この条例による改正後の条例第 13 条から第 14 条の 2 の規定は、この条例の施行日以後にされた開示等決定（改正後の条例第 6 条の 2 に規定する開示等決定をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求に係る改正後の条例第 13 条第 3 項の審査請求について適用し、施行日前にされた公開等決定（改正前の条例第 12 条第 1 項に規定する公開等決定をいう。以下同じ。）又は施行日前にされた公開請求に係る改正前の条例第 13 条第 3 項の審査請求については、なお従前の例による。